

令和5年度 第1回長野県国民健康保険運営協議会 次第

日 時 令和5年11月22日(水)

14時から16時まで

場 所 オンライン開催

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

- (1) 長野県国民健康保険診療費の状況について・・・・・・・・・・【資料1】
- (2) 令和4年度長野県国民健康保険特別会計の決算について・・・・・・・・・・【資料2】
- (3) 令和5年度国民健康保険料(税)率等の状況について・・・・・・・・・・【資料3】
- (4) 中期的改革方針(ロードマップ)に係る主な取組について・・・・・・・・・・【資料4】
- (5) 令和6年度国保事業費納付金・標準保険料率の算定について・・・・・・・・・・【資料5】
- (6) 長野県国民健康保険運営方針改定について・・・・・・・・・・【資料6】
- (7) 令和5年度に長野県が実施している保健事業について・・・・・・・・・・【資料7】

4 その他

5 閉会

**令和5年度第1回 長野県国民健康保険運営協議会
出席者名簿**

(敬称略)

区分	所 属 名	役 職 名	氏 名	備考
公益代表	国立大学法人 信州大学 経法学部	教 授	増原 宏明	
	公立大学法人 長野県立大学 グローバルマネジメント学部	教 授	宮崎 紀枝	
	長野県弁護士会		大井 基弘	欠席
被保険者代表	池田町国保運営協議会	委 員	下條 葉子	
	長野県在宅看護職信濃の会		北澤 万里子	
	公募委員		宮島 葉子	
保険医・保険薬剤師代表	一般社団法人 長野県医師会	常 務 理 事	溝口 圭一	
	一般社団法人 長野県歯科医師会	副 会 長	大滝 祐吉	
	一般社団法人 長野県薬剤師会	副 会 長	石塚 豊	
被用者保険代表	健康保険組合連合会 長野連合会	事 務 局 長	奥村 誠二	
	全国健康保険協会 長野支部	支 部 長	清水 昭	

事務局	長野県健康福祉部	次 長	高池 武史	
	国民健康保険室	室 長	西川 勉	
		課 長 補 佐 兼 支 援 ・ 指 導 係 長	近藤 雅美	
		国 保 運 営 係 長	青木 孝史郎	
		主 査	榊 大裕	
		主 査 保 健 師	菅原 歩	
		主 任	川面 貴司	
		主 事	加藤 慧	
		主 事	高井 航	
	主 事	井上 晴子		
市町村	飯田市	保 健 課 長	宮嶋 栄次	
	北相木村	住 民 福 祉 課 長	山口 正幸	(代理) 課長補佐 山口 好徳

長野県国民健康保険運営協議会運営要綱

(目的)

第1条 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第11条の規定による長野県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 長野県国民健康保険の財政運営に関すること。
- (2) 長野県国民健康保険運営方針に関すること。
- (3) その他の重要事項に関すること。

(委員の定数区分)

第3条 委員の定数区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(会長)

第4条 協議会に会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、委員全員がこれを選挙する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は第3条各号に掲げる委員各1人以上が出席し、かつ委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、長野県健康福祉部健康増進課国民健康保険室に置き、県及び「長野県・市町村国保運営連携会議」の委員が属する市町村で組織する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(長野県国民健康保険運営協議会設置要綱の廃止)

2 長野県国民健康保険運営協議会設置要綱は、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止する。